

介護保険料(本算定)の納付通知書を送付します

65歳以上の方の介護保険料の本算定による納付書または通知書を8月中旬に発送します。この通知書は、平成30年度の住民税額が確定したことにより、4月に仮で算定していた平成30年度の介護保険料を再計算し、正式な金額を決定したものです。

● **特別徴収(年金から天引き)**…老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方。10月、12月、平成31年2月の年金から差し引かれる介護保険料額をお知らせします。

● **普通徴収(納付書・口座振替)**…年度の途中で65歳になった方や他の市町村から転入した方、または老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円未満の方など。

8月分～平成31年3月分までの納付書または口座振替で納める保険料額をお知らせします。納付書で納める方は、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

所得段階による年間保険料

年間の介護保険料は、月額5,950円を基準額として平成30年度の住民税課税状況をもとに12の段階区分で算定します。

年間保険料の算定式

5,950円(月額の基準額)×**保険料率**×12カ月(年度の途中で65歳になる方、転入した方は該当月数)

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者および住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.45	32,130円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が	120万円以下	46,410円
第3段階		120万円を超える	53,550円
第4段階	住民税課税世帯で、本人住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	64,260円
第5段階		80万円を超える	71,400円
第6段階	本人住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満	82,110円
第7段階		120万円以上200万円未満	92,820円
第8段階		200万円以上300万円未満	107,100円
第9段階		300万円以上400万円未満	121,380円
第10段階		400万円以上700万円未満	128,520円
第11段階		700万円以上1,000万円未満	135,660円
第12段階		1,000万円以上	142,800円

問 高齢福祉課 介護保険グループ TEL23-5826